

## 第5章 自殺対策の取組

### 1 基本施策

#### (1) こころの健康づくりの啓発と周知

＜取組の方向性＞

##### ア こころの健康を保つための正しい知識の普及啓発

自殺は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深め、悩みや問題を抱えた時や不調をきたした時は、相談や助けを求めることが当たり前の行動であるということが市民に認識されることを目指して啓発を行います。

市民がこころの健康を維持できるよう、こころの病気やこころの不調のサインに関する知識、自分に合ったストレスへの対処法等について、正しい知識を得て実践できるよう普及啓発に努めます。

##### イ 悩みを抱える人の早期発見・早期対応が行える環境づくり

悩みや問題を抱えた際には、適切な相談窓口につながるができるよう、様々な機会を通じて相談窓口の周知・啓発を行います。

くわえて、悩みや問題を抱えている人やこころの不調をきたしている人、または自殺を考えている人が自分の身近にいるかもしれないと意識する、気付いたら声をかける、話を聴くというゲートキーパーの知識を広く市民に周知・啓発していきます。また、市職員が自殺予防の知識を持って市民と接し、必要に応じ関係課につなぐ役割を担うことでゲートキーパーの裾野を広げ、悩みを抱える人の早期発見・早期対応を促す環境づくりを目指します。

＜主な取組＞

事業・取組	主な内容
市民向け講演会の実施	市民にこころの不調のサインやストレスの対処に関する講演会を実施し、相談窓口情報とともに、相談することの大切さやゲートキーパーについて普及啓発を行う。 【健康づくり課】
様々な手段による啓発	施設や公共交通機関等の様々な場所、広報誌やホームページ、SNSなどの広報手段、イベント等の機会を捉えてこころの健康づくりの啓発及び相談窓口の周知を行う。 【健康づくり課】

事業・取組	主な内容
自殺対策推進月間等における集中的な啓発の実施	新潟県自殺対策推進月間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）において、自殺の現状や背景、ゲートキーパーの知識などについて、ホームページ、SNS、広報誌等を活用し集中的に啓発を行う。【健康づくり課】
図書館における啓発	啓発ポスターの展示及び関連する図書の特設コーナーを設置し、こころの健康づくりやゲートキーパーの大切さなどをテーマに啓発を行う。 【健康づくり課、図書館】
地域に向けた啓発	地域住民の集まる機会を活用し、こころの健康づくり、相談することの大切さ、ゲートキーパーや相談窓口について周知啓発を行う。【健康づくり課】
相談窓口の周知	見やすさや分かりやすさを工夫した相談窓口リーフレットを市民に届く方法で周知する。【健康づくり課】
悩みを抱えた市民に気付き、適切な窓口につなげる人材の養成	市民と接する機会の多い市職員が、悩みを抱えた市民に気付き、適切な窓口につなぐ役割を担えるよう研修を行う。 【健康づくり課】

〈評価指標〉

項目	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	出典等
こころ不調のサインを知っていた人の割合	22.1%	32.1%	健康づくり実態調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
こころの健康に関する窓口を知っていた人の割合	36.5%	46.5%	
悩みやストレスを感じたときに、相談や助けを求めることに「ためらいを感じる」「どちらかというと感じる」人の割合	48.2%	38.2%	
「ゲートキーパー」という言葉を聞いたことがある人の割合	—（※）	12.3%以上	
自殺予防やこころの健康に関する講演会、講話等の参加者数	1,072人 (H29～R4年度累計)	2,150人以上 (H29～R10年度の累計)	こころの健康づくり講演会、出張トーク等参加者
ゲートキーパー養成研修市職員編の参加者数	70人 (R元～4年度累計)	740人 (R元～10年度の累計)	ゲートキーパー研修の参加者

※現行の調査では該当する項目がないため、令和6年度から新たに項目を新設する。

## (2) 悩みや問題の解消・原因解決に向けた支援

＜取組の方向性＞

### ア ライフステージや様々な事情に応じた相談支援の充実

人生においては様々なライフイベントがあり、少なからず心身に負担が生じます。様々な事情を抱える人は、それらに加え、それぞれの事情に起因する悩みやストレスも抱えていることから、問題が複合化・複雑化しやすい傾向があります。そのため、様々な分野の支援者は、「生きることの阻害要因」を減らし、併せて「生きるを支える」取組を推進していきます。また、支援者は各々が生きることを支えていることを共通認識し、連携して支援を行っていきます。

### イ 関係機関及び関係課の相談対応者の資質向上

支援を行うに当たっては、支援者が「ゲートキーパー」として、複合化・複雑化したケースの対応ができるよう、支援者の資質向上に努めます。

### ウ 自殺の危機状態にある人への支援、自殺未遂の再発予防

自殺の危機状態にある人や自殺未遂歴のある人については、関係機関と連携し、命を守るための支援を行います。

〈主な取組〉

#### (ア) ライフステージや様々な事情に応じた相談支援の充実

事業・取組	主な内容
心と体に関する健康相談	心や体に関する悩みや相談に対応する。【健康づくり課】
消費者トラブルや多重債務等に関する相談	悪質商法、商品やサービスに関する契約トラブル、多重債務等に関する相談に対応する。【市民窓口課】
市税等に関する相談	市税等に関する様々な相談に窓口やLINEを活用し対応する。【収納課、税務課、健康づくり課、高齢介護課】
妊娠・出産・子育てに関する相談支援	妊娠・出産から子どもの発育発達に関する不安や子育てに関する悩みに対し、切れ目なく相談支援を実施する。【子育て支援課】
女性相談	離婚やDVなど女性が抱える困難な相談に対応する。【子育て支援課】

事業・取組	主な内容
障がい者(児)への支援	障がいのある人や家族の生活に関する相談、地域生活に移行するための相談、福祉サービスの利用の相談・支援制度等に関する情報提供に対応する。ピアカウンセラーが精神障がいに関する悩みについて、電話やLINEで相談に対応する。 【福祉課】
ひきこもりへの支援	ひきこもり状態にある人や家族などからの相談に対応する。 【福祉課】
人権問題に関する取組	人権擁護委員と連携し、人権問題に関する相談に対応する。 【地域経営課】
男女共同参画に関する取組	ジェンダー平等の推進に向けた意識の改革、働きやすい地域社会づくり及び安心して暮らしやすい地域社会づくりを基本目標とする第3次男女共同参画推進プランに基づきジェンダー平等、男女共同参画を推進する。【地域経営課】
LGBTQに関する取組	LGBTQを始めとする性的マイノリティに係る認知度向上、理解促進及び啓発を行うとともに、当事者等からの相談に対応する。【地域経営課】
犯罪被害者等支援に関する相談	犯罪被害に遭われた人やその家族又は遺族が直面している困りごとや悩み、問題についての相談及び犯罪被害者等見舞金の支給に対応する。【環境課】
法的な困り事に関する相談	法律相談や法的な手続き等に関する困り事への対応として、弁護士無料法律相談、無料公証法律相談を行う。 【市民窓口課、三条市社会福祉協議会】
日常の心配事等に関する相談	日常の心配事や悩みなど、さまざまな相談に対し、相談員が相談内容を聞き、アドバイスや、適切な相談窓口を紹介する。【市民窓口課】
県央地域くらしとこころの総合相談会	複数の困り事を持つ市民に対し、ワンストップの相談会を開催し、問題解決への支援を行う。 【三条地域振興局、新潟県弁護士会、健康づくり課、福祉課、高齢介護課、学校教育課、子育て支援課】
自殺の実態把握、検証	自殺に関する統計や市民のこころの健康に関する統計等を活用し、実態の把握を行う。【健康づくり課】

(イ) 関係機関及び関係課の相談対応者の資質向上

事業・取組	主な内容
支援者への啓発	自殺の現状を共有し、自殺問題、自殺対策について理解が深まるよう、会議や研修の機会を活用し普及啓発を行う。 【健康づくり課】

事業・取組	主な内容
支援者の自殺予防に係るスキルの向上	自殺危機の初期段階への介入や複雑化したケースへの対応が行えるゲートキーパーの養成を行う。【健康づくり課】
相談対応関係課連絡会	相談対応者の資質向上と連携強化を図るため、相談対応を行う庁内関係課の業務内容の共有、事例検討等を行う。【健康づくり課】

(ウ) 自殺の危機状態にある人への支援、自殺未遂の再発予防

事業・取組	主な内容
自殺ハイリスク者への支援	三条地域振興局及び中越地域いのちとこころの支援センター並びに困り事の支援に関する関係機関と連携し、自殺リスクの高い相談者への支援を行う。 【健康づくり課、三条地域振興局、中越地域いのちとこころの支援センター等】
スーパーバイズ事業	自殺リスクの高い相談者への支援の方向性について、医師や臨床心理士等の専門家から助言をもらい支援に役立てる。【健康づくり課】
自殺未遂者やその家族に対する相談窓口の周知	自殺未遂者等に対し、救急搬送時に相談窓口の周知を行う。【健康づくり課、消防本部】

〈評価指標〉

項目	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	出典等
支援者対象のゲートキーパー養成研修の参加者数	449人 (H24～R4年度の累計)	824人 (H24～R10年度の累計)	支援者対象ゲートキーパー養成研修会参加者
支援がうまくいっていると回答した支援機関の割合	53.8%	58.0%	問題や悩みを抱えた人への相談対応に関するアンケート

(3) 地域におけるネットワークの強化

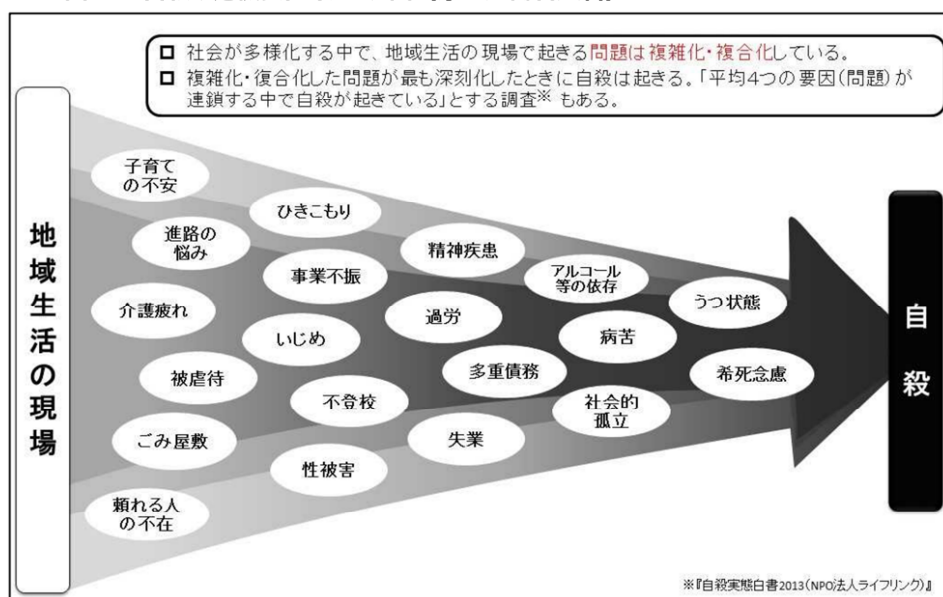
＜取組の方向性＞

ア 自殺対策への様々な分野との連携協働

自殺の危機要因は単独ではなく、平均4つの危機要因が複合的に連鎖して引き起こされると言われていることから、自殺を防ぐためには、精神的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。そのため、個別の分野による支援だけではなく、保健、医療、福祉、

労働、教育、警察、消防等の様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携・協働して支援していきます。(図 23)

図 23 自殺の危機要因イメージ図 (厚生労働省資料)



イ 関係機関との顔の見える関係づくりと有機的な連携支援

それぞれの分野の支援内容について理解を深めることで関係機関との顔の見える関係づくりを行い、有機的な連携支援ができるよう自殺予防に向けたネットワークの強化を図ります。

〈主な取組〉

事業・取組	主な内容
生きるを支える連絡会	自殺対策を計画的かつ効果的に推進することを目指し、自殺対策に関わる関係機関・団体と自殺を取り巻く実態及び自殺対策の実施状況を共有する。【健康づくり課】
自殺予防を考える情報交換会	他分野・他機関の支援について理解を深め、顔の見える関係づくりを行い、効果的な自殺予防の取組を推進するため、関係機関・団体と情報交換や意見交換を行う。【健康づくり課】
相談対応関係課連絡会(再掲)	相談対応者の資質向上と連携強化を図るため、相談対応を行う庁内関係課の業務内容の共有、事例検討等を行う。【健康づくり課】
まるサポネット	まるサポネット(圏域毎の相談支援ネットワーク)で、日常的にICTを活用した情報共有や、定例会を行うなどにより、複合的な困り事を抱える相談者の問題解決に向け、チームで適切な支援を行う。 【福祉課、高齢介護課、子育て支援課、健康づくり課、新潟県弁護士会】

〈評価指標〉

項目	現状値 (R5年度)	目標値 (R10年度)	出典等
生きるを支える連絡会（旧自殺対策予防連絡会）の開催回数	1回/年	1回以上/年	—
自殺予防を考える情報交換会（重点施策の対象※毎）の開催回数	就業者2回 （自殺対策検討会にて実施）	重点施策の対象毎に1回以上/年	※＜重点施策の対象＞ ・子ども・若者 ・就業者 ・高齢者 ・生活困窮者

## 2 重点施策

### (1) 子ども・若者への取組

〈取組の方向性〉

市では、児童生徒・学生を含めた10歳代から30歳代までの自殺者が一定数いるため対策が必要です。

児童生徒・学生においては、虐待、いじめ、不登校、貧困等の課題が自殺の要因となりうるため、引き続き相談体制の充実とともに、課題への対策に取り組んでいきます。また、課題への対処方法や相談先等の情報を早い時期から理解しておくことは、将来の自殺リスクの低減を図る上でも大切であることから、SOSの出し方に関する授業を推進していきます。

さらに、自殺念慮がある児童生徒・学生への対応として学校外部の関係機関と連携することが重要ですが、関係機関の役割や連携方法について学校に十分浸透していないことから、情報提供を行います。

くわえて、男女ともに20歳代から自殺死亡率が急激に上昇し、男性の20歳代、女性の20歳未満は県・全国と比較してとて高くなっています。男性の20歳から39歳の有職者は自殺の上位であることから、若者の相談体制の整備や支援に係る連携を図ります。

〈主な取組〉

ア 子ども・若者に届く方法でのこころの健康づくりの啓発と周知

事業・取組	主な内容
SOSの出し方に関する授業	相談することの大切さについて理解し、自分からSOSを発信できる子どもたちを増やすことで、問題の深刻化の予防を図り、将来の自殺リスクの低減を目指す。【学校教育課】

事業・取組	主な内容
子ども・若者及び保護者等への相談窓口の周知	子どもの悩みに関する相談窓口一覧の定期的な配布や SNS を活用した相談窓口の周知を行う。 【学校教育課、子育て支援課】

#### イ 子ども・若者の悩みや問題への支援の推進

事業・取組	主な内容
教育委員会、市立学校における子どもの相談支援	子どもの様子を見取りにより変化に気付いて情報共有を行い適切な対応を行うとともに、不登校やいじめ問題など対応が必要な事案について相談に対応する。 【各市立学校、学校教育課】
子どもが相談しやすい環境づくり	スクールカウンセラーの配置や定期的な教育相談の機会の設定など、子どもが相談しやすい環境づくりを行う。 【学校教育課】
青少年相談	不登校やひきこもりなどの悩みを抱える青少年及びその家族の相談に対応する。【子育て支援課】
三条地域若者サポートステーション事業	一定期間無業の状態にある概ね 15 歳から 49 歳までの市民を対象に、セミナー等の社会参加のための事業を行い、社会的自立に向けた支援を行う。【福祉課】
子ども・若者を支える人材の養成	子ども・若者を支える支援者へのゲートキーパー養成研修を実施し、資質向上を行う。【健康づくり課】
	子どもの SOS を受け止めるための教育相談研修や生徒指導研修、ゲートキーパー養成研修等への参加を勧奨し、資質向上につなげる。【学校教育課】

#### ウ 子ども・若者に関わる支援者のネットワークの強化

事業・取組	主な内容
子ども・若者総合サポート会議の運営	虐待防止部会、問題行動対応部会、障がい支援部会、若者支援部会等の会議の運営を行う。 【子育て支援課、学校教育課】
子ども・若者総合サポートシステムの推進	子どもや若者が、継続的に支援を受けられるよう、関係機関と連携し個に応じた支援を行う。 【子育て支援課、学校教育課】



〈評価指標〉

項目	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)	出典等
若者 20～39 歳の自殺死亡率 (人口 10 万人対)	24.3 (H29～R3 の平均)	現状値より低下 (R5～9 の平均)	地域の自殺実態 プロファイル
子ども・若者に関する相談 件数	686 件	現状値の維持・ 増加	児童生徒の問題行 動・不登校等生徒指 導上の諸課題に関す る調査

## (2) 就業者への取組

### ＜取組の方向性＞

近年、市では、20 歳から 59 歳の有職者の自殺死亡率が上昇しています。20 歳代から 50 歳代では、ストレスを「常を感じる」、「感じるがよくある」と回答した人が約 6、7 割と高く、ストレスの要因では、仕事問題が最も多くなっていますが、人間関係や家庭問題など様々なストレスを抱え、心理的・社会的にも負担を抱えることが多い世代です。

また、市内の事業所は労働者数 50 人未満の小規模事業場が 97%で、市内に勤務する従業者の約 7 割は小規模事業場に勤めています。

2021 年の労働安全衛生調査では、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は、50 人以上の事業所では 94.4%である一方、10～29 人の事業所では 49.6%であるという結果が示されました。

このことは、小規模事業場に就業する人のこころの健康に関する相談窓口の認知度の低さにも表れており、当市においてもこころの健康や相談窓口に関する情報の周知が急がれます。こうしたことから、こころの病気やストレスの対処法、こころの不調のサインや相談窓口について、就業者に届く方法で周知を図ります。

就業者への取組に当たっては、産業や労働の関係機関との連携が不可欠です。就業者が生き生きと働き続けることができる職場環境となるよう、自殺問題について関係機関と情報共有を行い、連携を図っていきます。

〈主な取組〉

ア 就業者に届く方法でのこころの健康づくりの啓発と周知

事業・取組	主な内容
事業場への啓発	産業や労働等の関係機関と連携し、職域へ働きかける様々な機会を活用して、健康経営についての啓発を実施する。 【商工課、健康づくり課】
就業者への啓発	産業や労働等の関係機関と連携し、就業者が集まる機会を捉え、就業者の健康づくりに関する事業を含め周知啓発を実施する。【健康づくり課】

イ 就業者の悩みや問題への支援の強化

事業・取組	主な内容
就労に関する支援	ワークサポート三条の就労相談員が就職活動全般に関する相談・アドバイスを対面や電話、オンラインで行う。 【商工課】
就業者の各種相談窓口の周知	就労、労働、こころの健康等の相談窓口の周知 【商工課、健康づくり課】

〈評価指標〉

項目	現状値	目標値	出典等
20歳～59歳の有職者の自殺死亡率 (人口10万人対)	18.8 (H29～R3の平均)	現状値より低下 (R5～9の平均)	地域の自殺実態プロフィール
啓発を行った事業所数	64か所 (H30～R4年度の累計)	79か所 (H30～R10年度の累計)	こころの健康づくり、相談窓口、ゲートキーパーの知識を周知した事業所数

(3) 高齢者への取組

＜取組の方向性＞

高齢者は健康問題や人間関係など複合的な悩みを抱えやすい一方で、こころの健康に関する相談窓口の認知度は全世代の平均よりも低く、他世代と比較して相談することにためらいを持つ傾向にあります。このため、こころの健康づくりや相談窓口について、高齢者に届く方法で周知を図るとともに、関係機関・団体と連携し、健康問題を始めとする様々な悩みや問題へ対応する包括的な支援に取り組みます。

また、60歳以上の年齢層は、定年による社会的立場の喪失や身近な人との死別・離別など、孤独感を感じやすい要素が増えるほか、身体機能の低下から精神機能も低下するリスクがあります。このため、社会参画や外出・人との交流により、孤立・孤独の予防を図り、役割や生きがいを見い出すことのできる取組を推進します。

### 〈主な取組〉

#### ア 高齢者に届くこころの健康づくりの啓発と周知

事業・取組	主な内容
高齢者への普及啓発	集いの場等高齢者が集まる場での講話や周知啓発の実施 【健康づくり課、高齢介護課】

#### イ 高齢者の健康問題を始めとする様々な悩みや問題への対応

事業・取組	主な内容
高齢者の総合相談	地域包括支援センターが、介護予防・健康づくりに関すること、介護に関すること、高齢者虐待等の権利擁護に関することの相談に対応する。【高齢介護課】
介護等支援が必要な高齢者の把握	地域包括支援センターが、地域の民生委員・児童委員や、高齢者と接する機会が多い医療機関等とも連携しながら、何らかの支援が必要な高齢者を把握し、介護予防など必要な取組につなげる。【高齢介護課】
高齢者等見守り事業	65歳以上の一人暮らしの方等を対象に地域の方などが定期的に自宅を訪問し、見守りや安否確認、簡単な生活支援を行う。【高齢介護課】
保健事業と介護予防事業の一体的な実施	健康状態未把握者に訪問し、高齢者の健康増進につなげる。【健康づくり課】
早期に適切な支援機関につなげるための連携	地域包括支援センターによる個別ケア会議の開催や、医療、介護、福祉の多職種連携の推進により、個々のニーズに合った支援機関につなげる。【高齢介護課】
高齢者を支える人材の養成	高齢者を支える支援者へのゲートキーパー養成研修を実施し、資質向上を行う。【健康づくり課】

ウ 外出・交流及び社会参画機会の拡大による高齢者の孤立・孤独の予防、役割や生きがいの創出

事業・取組	主な内容
集いの場の継続支援、立ち上げ支援	集いの場の立ち上げや継続への支援を行うとともに、出前講座の実施、周知チラシの作成等による集いの場への活動支援を行う。【高齢介護課】
セカンドライフ応援ステーションの運営	生活支援体制整備事業における就労的活動支援コーディネーターを配置し、有償ボランティア・就労等の相談やマッチングを行う。【高齢介護課】
集いの場等における共食の推進	三条市食生活改善推進委員と連携し、集いの場のニーズに合わせた手法で、定期的な共食の取組を実施する。【健康づくり課、高齢介護課】
健康情報及び社会参画活動に関する情報発信	健康情報及びイベント・講座情報など社会参画活動に関する情報発信を行う。【健康づくり課、高齢介護課】

#### 〈評価指標〉

項目	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	出典等
60歳以上の自殺死亡率 (人口10万人対)	22.1 (H29~R3の平均)	現状値より低下 (R5~9の平均)	地域の自殺実態 プロフィール
週1回以上の社会参画活動 を行っている者(65歳以上) の割合	31.4%	34.5%	介護予防・日常生活圏域ニーズ 調査

#### (4) 生活困窮者への取組

##### ＜取組の方向性＞

市における、「経済・生活問題」を理由とした自殺は、「健康問題」に次いで多い状況です。また、自殺者の職業別割合では、有職者よりも無職者が1.5倍多い状況から、生活困窮者の自殺リスクは深刻であるといえます。

生活困窮者の中には、失業、多重債務、病気、障がい、ひきこもりなど複合的な問題を抱えている可能性があることから、生活困窮者の自殺を防ぐため、経済的な支援だけでなく、就労、病気、家庭問題、ひきこもりなどの生活困窮に至る様々な問題について、関係機関が連携して支援していきます。

また、生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連動性を高めていきます。

〈主な取組〉

ア 生活困窮に至った人への支援の強化

事業・取組	主な内容
生活困窮者自立支援事業	「働きたくても働けない」、「住む場所がない」などの市民の相談を相談支援員が受け、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、自立支援を行う。【福祉課】
三条地域若者サポートステーション事業（再掲）	一定期間無業の状態にある概ね 15 歳から 49 歳までの市民を対象に、セミナー等の社会参加のための事業を行い、社会的自立に向けた支援を行う。【福祉課】
生活保護事務	生活が困窮する市民に、困窮の程度に応じた必要な保護を行うことで、生活の安定と自立を支援する。【福祉課】
公営住宅の管理運営	収入が少なく、住む家に困っている市民が、低い家賃で住居を確保できるよう公営住宅の管理運営を行う。【福祉課】
ひきこもりへの支援（再掲）	ひきこもり状態にある人や家族などからの相談に対応する。【福祉課】
消費者トラブルや多重債務等に関する相談（再掲）	悪質商法、商品やサービスに関する契約トラブル、多重債務に関する相談に対応する。【市民窓口課】
就労に関する支援（再掲）	ワークサポート三条の就労相談員が就職活動全般に関する相談・アドバイスを対面や電話、オンラインで行う。【商工課】
納税相談	特別な事情があり、市税等を納期限までに納めることができない場合の相談に対応する。【収納課】

イ 支援につながっていない人を早期に支援につなぐ

事業・取組	主な内容
生活困窮の相談窓口の周知	生活困窮に関する相談窓口を周知する。【福祉課】
悩みを抱えた市民に気づき、適切な窓口につなげる人材の養成（再掲）	市民と接する機会の多い市職員が、悩みを抱えた市民に気づき、適切な窓口につなぐ役割を担えるよう研修を行う。【健康づくり課】

〈評価指標〉

項目	現状値 (H29～R4年)	目標値 (R5～10年)	出典等
自殺の原因・動機が判明している人で、経済・生活問題を理由とした自殺者の割合	18.8%	現状値より低下	地域における自殺の基礎資料

### 3 関係機関・団体の取組(令和5年度)

機関・団体名	自殺予防に関連する事業・取組の概要
新潟県弁護士会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民に対する総合相談会の実施</li> <li>・ 弁護士支援者ほっとライン(支援者支援)</li> <li>・ いのちを守る勉強会(支援者対象)</li> <li>・ 駅での自殺予防街頭啓発</li> <li>・ LGBT・女性・ブラック企業等電話相談</li> <li>・ 会員弁護士対象の面接技法研修</li> <li>・ 県内小中学校、高校、専門学校、大学に対する講話</li> </ul>
三条地域産業保健センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談</li> <li>・ 健康診断の結果についての医師の意見聴取</li> <li>・ 長時間労働者に対する面接指導</li> <li>・ 高ストレス者に対する面接指導</li> </ul>
大島病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 希死念慮がある人等に対する外来や入院による対応</li> <li>・ 抱える問題について関係機関との連携による対応</li> </ul>
三条市歯科医師会	新潟県歯科医師会が開催する自殺予防の研修会に参加
三条市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者等薬局来局者の相談応需</li> <li>・ 県薬剤師会ゲートキーパー養成・フォローアップ研修会</li> <li>・ 自殺予防週間ポスター掲示</li> <li>・ 県作成「心の相談窓口」等啓発資料配布</li> </ul>
三条商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営者向けの各種相談会の実施</li> <li>・ 健康経営や働き方改革について、経営者へ働きかけ</li> </ul>
三条公共職業安定所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不安等が強い求職者への臨床心理士や精神保健福祉士による相談</li> <li>・ 相談機関のリーフレット等を庁内に配置</li> </ul>
三条労働基準監督署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過重労働等の職場の労務管理、安全衛生管理に関する指導</li> </ul>

機関・団体名	自殺予防に関連する事業・取組の概要
三条地域若者サポートステーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労困難な若者への支援活動（相談、プログラムの提供、就職活動の支援等）</li> <li>・精神衛生上の課題がある利用者への産業カウンセラー、臨床心理士、公認心理士等のメンタルヘルスケアの資格を持つ相談員による相談</li> <li>・必要に応じ、保健師や医療機関と情報共有</li> <li>・市主催のゲートキーパー養成研修講習等の参加による相談員のスキル向上</li> <li>・地域振興局主催のくらしとこころの総合相談会での相談対応及び関連した研修への参加</li> </ul>
日本労働組合総連合会 新潟県連合会県央地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働相談（嫌がらせ、パワハラ、解雇、退職、賃金未払、労働時間など）</li> <li>・生活相談</li> </ul>
新潟県三条警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普段の生活の安全や平穏に関わる様々な悩み事や困り事に関する相談対応及び関係機関等の紹介</li> <li>・自殺企図者に対する対応</li> </ul>
新潟県三条地域振興局 健康福祉環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自殺対策連携会議</li> <li>・救急病院への自殺未遂者対応状況の聞き取り（中越地域いのちとこころの支援センターと協働）</li> <li>・県央地域くらしとこころの総合相談会（弁護士会、管内5市町村と合同開催、管内関係機関と共催）</li> <li>・精神科医による精神保健福祉相談会</li> <li>・こころの相談ダイヤル（24時間）</li> <li>・精神保健福祉相談員等による相談支援（電話、面接、訪問等）</li> <li>・県央地域いのちを守る勉強会（弁護士会と合同開催）</li> <li>・働き盛り世代のメンタルヘルス講座（三条労働基準協会合同開催）</li> <li>・若年層を対象とした普及啓発（大学等での啓発資料配布）</li> <li>・ホームページへの自殺対策に関する記事の掲載</li> <li>・庁舎玄関等へのPRコーナーの設置</li> <li>・相談窓口に関するリーフレット等の配布</li> <li>・各市町村への技術支援、民間団体への支援（補助金申請）</li> </ul>

機関・団体名	自殺予防に関連する事業・取組の概要
三条地区 高等学校長協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担任による個別相談（年3回）</li> <li>・ 悩みごとの有無を把握するためのアンケート（年4回）</li> <li>・ 教員向けゲートキーパー研修会</li> <li>・ スクールカウンセラーによるカウンセリング</li> <li>・ 要支援生徒への組織的対応と職員間での情報共有</li> <li>・ SOS の出し方授業</li> <li>・ 相談窓口の周知</li> </ul>
三条市介護支援専門員連絡会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご本人や家族の変化、自殺リスクへの気づき</li> <li>・ 他機関への早期連携を行う</li> </ul>
三条市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活困窮者自立支援事業</li> <li>・ 心配ごと相談事業</li> </ul>
障がい者相談支援事業所	障がい福祉サービス利用者及び市民からの相談に対応
三条市地域包括支援センター	高齢者の総合相談窓口として、地域住民からの相談に対応
三条市民生委員児童委員協議会	地域住民に対する相談支援
新潟いのちの電話後援会三条支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉法人新潟いのちの電話の支援</li> <li>・ いのちの電話周知のための三条市内の学校へのカード配布</li> <li>・ 会員企業等へのポスター配布</li> </ul>